

## 発 言 通 告 書

発言者氏名	藤野英明
発言の会議	平成29年 5月31日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、上下水道局長、教育委員会委員長、 教育長

### 【件名及び発言の要旨】

#### 1 1万数千ベクレルの放射性セシウムが検出された養護学校の除染土の問題への対応を初めとする諸課題について

(1) 学校に埋設している除染土は 8,000 ベクレル以下だと説明してきた事実が誤っていたにもかかわらず、1カ月以上も情報を公開しなかった教育委員会事務局のあり方を、市長、上下水道局長及び教育委員会委員長は適切だったと考えているか。

ア これまで8,000ベクレル以下であり指定廃棄物ではないと説明してきた事実とは異なり、養護学校に埋設していた除染土から1万数千ベクレルのセシウムが検出されたという重大かつ新しい事実が5月11日付けで教育長名義で発表された。

しかし、この問題に関する事務執行を調査すべく5月22日に開催した教育福祉常任委員会での質疑で明らかになったのだが、測定を業務委託していた企業から教育委員会事務局がその結果を受け取ったのは何と4月4日だった。しかも、当事者である養護学校への説明は3週間以上経過した4月27日と余りにも遅かったばかりか、それ以前に4月20日から除染土の移設先である下町浄化センター近隣町内会へ先に報告をしていた事実が判明した。養護学校こそ「当事者」であるにもかかわらず

ならず、この対応は余りにも「当事者軽視」と言わざるを得ない。さらに、市民代表である市議会、市民、市政記者クラブには1カ月以上たった5月11日まで公表しなかったのだ。

その理由を5月22日開催の教育福祉常任委員会での質疑で尋ねると、教育委員会事務局は、以前に決めて報告した手順どおりに行ったからだと言った。全く新しい重大な事実が起こったのに対応していない（対応できていない）中で、あくまで手順どおりに実行したのに何が悪いと言わんばかりに答弁した教育委員会事務局の姿勢は「硬直化した事務執行」だと言わざるを得ない。

市長は、今回の教育委員会事務局の対応に対する私の指摘をどう受けとめているか伺う。

イ 市政記者クラブ等の報道関係者にお話を伺うと、1万ベクレル超の検出がわかった時点で即日このテーマだけで記者発表すべきだったと指摘された。私自身、私へのこれまでの答弁と異なる新たな重要な事実が明らかになったことに怒りを感じているが、それ以上に、原発事故から6年たった今も市民の不安が消えていない放射能の問題にもかかわらず、教育委員会事務局が即時に情報発信しなかったことは市民の心情も理解していないことを意味しており、教育者としての感受性の欠如も極めて問題だと考えている。

「当事者」への情報提供が3週間超も経過してからとあまりに遅いこと、かつ市議会、市民、市政記者クラブに対しては1カ月以上たった5月11日になってから初めて報告するなど「市民への情報公開の遅さ」は余りにも不適切だと言わざるを得ない。この指摘について、市長の考えを問う。

ウ 教育長を除く教育委員会委員4名は、一連の経過を教育委員会事務局から逐一報告を受け、この情報公開のスケジュールやあり方に同意してきたのか。教育委員会委員長に問う。

エ もしも報告を受けて同意してきたのであれば、5月22日開催の教育福祉常任委員会で行った多くの批判を聞いた今でも、この情報公開のスケジュールやあり方は正しかったと考えているか。教育委員会委員長に問う。

オ 5月22日開催の教育福祉常任委員会での質疑で判明したが、

教育委員会は4月4日に業務委託先の企業から測定データを受け取った後、上下水道局と対応を協議した上で、4月20日から28日に町内会へ報告に出向いたとの答弁があった。

上下水道局は、除染土は8,000ベクレル以下だとしてきた事実が覆り、養護学校の除染土から1万数千ベクレルもの値が検出されたという新たな事実を前に「すぐ養護学校に報告すべきだ」「新たな事実としてすぐ市民の皆様へ情報公開すべきだ」と教育委員会事務局に対して指摘しなかったのか。上下水道局長に問う。

カ もし、そのように指摘していないとすれば、この情報公開のスケジュールやあり方が正しかったと今でも考えているか。上下水道局長に問う。

(2) 教育委員会が5月11日に出した「市立学校に埋設した除染土砂の放射能濃度の測定結果について」の記述における内容について

ア 発表資料では安全性に関して「除染土砂を包んでいる防水シートに破損はなかったので、現在の状況では、安全性に問題はありません」と記述されていた。この記述はあくまでも養護学校の土のうのみを指しているが、市民から強い批判が出ている。サンプル測定を行った5校を初め43校の掘り起こしの多くの現場に立ち会ってこられた市民の方によれば、土のうそのものを地面に引き上げずにサンプル採取を行った学校もあり、防水シートの破損チェックなどしていないように見えた、とお聞きしている。土のうの数は、例えば埋設された数が最も多い公郷小学校では1校だけで合計106袋に上る。43校に埋設した土のうの全てを地面に引き上げて、その全面をしっかりと確認したのか。全ての防水シートに破損はないとの説明は事実に基づいているか。その事実を証明することはできるか。教育長に問う。

イ 発表資料には「今後の予定」として、下町浄化センター周辺の住民の方々の理解を求めていく旨の記述がある。

しかし、既に5月22日開催の教育福祉常任委員会での質疑において、地元町内会に対して4月20日から28日及び4月28日から5月1日に測定結果を報告したことが明らかになっている。また、教育委員会事務局から説明を受けた地元町内会の

方から私はお話を伺ったが、既に移設を了解したとの言葉もいただいた。

つまり「今後の予定」の記述の3分の2は既に終了した内容なのだ。それにもかかわらず、なぜ、このようなことを記したかと言えば、議会や市民や市政記者クラブに対して1カ月も情報公開せずにきたことを隠蔽するためではないかと私は勘ぐらざるを得なかった。

本来であれば5月11日以前の経緯（データの受理、町内会への説明、養護学校への説明など）を隠さずに全て記した上で、「今後の予定」としては「移設に必要な手続や移設方法等の準備を進めていく予定です」と正確に記すべきではなかったか。教育長に問う。

- (3) 過去数年間、養護学校の児童・生徒が内部被曝を避けるべく学校側は適切な対応を取ったのか。

ア 5月22日開催の教育福祉常任委員会での質疑において、養護学校校庭の畑に植え、育て、収穫した作物を児童・生徒が食べていたのか否か私は問うた。教育委員会事務局によれば、学校側に確認した結果、2011年度は収穫もしておらず食べていない、2014年度以降は収穫し食べている、しかし2012年度と2013年度だけはわからない、との答弁であった。

食育に力を入れてきた本市において、また、児童・生徒の食物アレルギー問題に全国に先んじて取り組んできた本市において、答弁のとおり児童・生徒の口に入る物を学校で提供したのか否かを現場が把握していないとしたら大きな問題だ。そもそも、当時在籍していた担当教職員に確認すれば事実はずるはずで、あえてこの2年度の事実を隠しているとの心証を持たざるを得なかった。

改めて、2012年度と2013年度の2年度について、養護学校の校庭の畑で野菜を育てて収穫した作物を児童・生徒が食べたのか否か、教育長に問う。

イ 仮に2012年度、2013年度に児童・生徒に校庭の畑で収穫した作物を食材として提供していたならば、お答えいただきたい。

2011年10月から教育委員会が横須賀市立学校を対象に実施してきた、全国に横須賀方式として知られている給食食材の事前・事後の放射線量測定と同じように、児童・生徒が食べた畑

の作物の放射線量の測定を実施してきたのか。教育長に問う。

ウ 放射線量の測定をもしも実施してこなかったならば、測定を実施していない事実を保護者にきちんと情報提供をし、同意を得た上で、児童・生徒に畑の作物を提供したか。教育長に問う。

(4) 市立学校の児童・生徒が内部被爆を避けるための対応を他の学校においても行ったのか。教育長に問う。

ア 養護学校以外の他の市立学校においても、2011年度から少なくとも2013年度末までの間、学校敷地内に設けた畑や田んぼや果樹園などで作物を育て、収穫し、食材としてきた学校はあるのか。教育長に問う。

イ あるならば、具体的に、どの学校が、何年に、何を、どの学年の児童・生徒に提供してきたのか。教育長に問う。

ウ 児童・生徒に作物を食材として提供していたならば、横須賀市立学校全体で実施していた給食食材の事前・事後の放射線量測定（横須賀方式）と同じように、収穫した作物の放射線量の測定を実施してきたのか。教育長に問う。

エ 放射線量の測定を実施しなかったのであれば、測定を実施していない事実を保護者にきちんと情報提供し、同意を得た上で、児童・生徒に作物を提供したか。教育長に問う。

(5) 1万2,700ベクレルと1万6,200ベクレルを検出した養護学校の除染土が詰められた土のう3袋の扱いについて

ア 5月15日夕方に京浜急行横須賀中央駅で駅立ちをしていた吉田雄人市長は、今後の土のうの扱いについて市民の方から問われた際に、本市はこの土のうを「指定廃棄物」として申請はしないと担当課から聞いている、と答えた。

本来、放射性物質汚染対処特措法において放射性セシウムの放射能濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える廃棄物については、国に指定申請できると規定されており、指定を受ければ国が責任を持って処理することとなっている。

それにもかかわらず、養護学校の除染土が詰められた土のうを「指定廃棄物」として申請をしないのはおかしい。

市民に回答した内容が既に組織決定であるならば、いつ、誰

が、どのような会議を行った上で、どのような根拠に基づいた判断で、指定廃棄物申請をしないことを本市の正式な決定としたのか。その経緯を市長に問う。

イ 本件について、5月22日に教育福祉常任委員会を開催して集中的に審議を行うということが決まっていたにもかかわらず、また、今後の対応について現在まで一切市議会に報告をしていないにもかかわらず、みずからの政治活動の最中に問われて、まるで決定事項のように軽々しく市民の方にお伝えしたことは、市としての正しい情報発信のあり方とは到底考えられない。そのような軽々しい態度を行政トップが行うことは絶対に慎むべきで、猛省すべきだ。市長の見解を問う。

ウ 私は、土のうを正規の手続にのっとり、国（環境省関東地方環境事務所）に対して「指定廃棄物」として申請手続を進めるべきだと考えている。指定廃棄物申請を行うべきではないか。市長に問う。

(6) 本市は放射性物質に対する知見を持たない各部局がそれぞればらばらに対応していることからさまざまな問題が起こっていると私は考えている。例えば横浜市が「放射線対策本部」を設けているように、本市も放射性物質に対する対応を一元管理すべきではないか。市長の見解を問う。